

入札参加資格者の皆様へ

半田市

## 最低制限価格の設定方法の変更について（お知らせ）

本市では、契約内容に適合した履行を確保し、過度に低価格な受注を防止するために最低制限価格制度を実施していますが、令和3年12月1日以後の入札から、下記のとおりとしますのでお知らせいたします。

入札参加業者の皆様におかれましては、制度改正の趣旨、内容をご理解いただくとともに、今後とも本市における入札の適正執行にご協力をお願いします。

記

### 価格設定の対象となる案件

設計金額が130万円を超える入札に付す建設工事とします。（解体工事を除く）

### 最低制限価格の算出方法

最低制限価格は次の方法で算出します。

最低制限価格＝下記算定式で算出した額（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）

$$\text{算定式} = \frac{\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.55}{\text{（千円未満の端数切捨て）}}$$

※上記算定式で算出した額が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）の10分の9.2を超える場合は10分の9.2を乗じた額、10分の7.5を下回る場合は10分の7.5を乗じた額を、最低制限価格とします。

※上記算定式により難しい場合には、予定価格の10分の9.2から10分の7.5の範囲で案件ごとに設定します。

### 最低制限価格の公表時期・方法

落札決定後に、入札執行調書及び電子調達システム(CALS/EC)の入札情報サービスシステムにより公表します。

### 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は、落札者となることはできません。

### 実施時期

令和3年12月1日以後に入札公告又は指名通知をする工事から実施します。

【問い合わせ先】半田市総務部総務課 TEL（0569）84-0614（直通）